



「更新料条項は無効」だとして消費者団体訴訟を起こした。 2010年10月30日(土)京都新聞・朝日新聞

2010年10月30日(土) 京都新聞

2010年10月30日(土) 朝日新聞

更新料条項使用 差し止め求める

NPO、地裁に提訴

賃貸住宅の契約更新時に、入居者から「更新料」を徴収する契約条項は消費者契約法に照らして無効だとして、NPO法人「京都消費者契約ネットワーク」(中京区)が29日、不動産会社「ジエイ・エス・ビー」(本社・下京区)に対し、更新料条項の使用差し止めを求める消費者団体訴訟を京都地裁に起こした。

同ネットワークによると、個別の借り主による更新料の返還請求訴訟は全国で起こされているが、更新料条項の差し止め訴訟は2例目という。訴状では、更新料を「無効」とした昨年8月の大阪高裁判決を引用。「更新料は消費者の利益を一方的に書している」と主張している。

更新料を徴収する慣習は京都や滋賀、首都圏などでみられる。京都地裁が昨年7月、消費者契約法に基づき「更新料は無効」とする初の司法判断を示した。高裁レベルでは

「無効」3件、「有効」1件と判断が分かれ、最高裁で係争中という。

提訴後、同ネットワーク事務局長の長野浩三弁護士は会見で「京都では特に更新料の慣習が根深く、完全になくす

ための司法判断を求めたい」と語った。更新料は地域の特性に応じて徴収しているという不動産会社の担当者も「訴状を確認しておりコメントできない」としている。

(玉置太郎)

「更新料条項は無効」

京の団体
提訴

賃貸住宅の更新料を定めた契約条項は消費者契約法に照らして無効だとして、京都市中京区のNPO法人「京都消費者契約ネットワーク」は29日、下京区の不動産会社「ジエイ・エス・ビー」を相手

差し止めを求める消費者団体訴訟を京都地裁に起こした。訴状によると、同社は入居者と賃貸借契約を結んだり、更新する

たとしている。同ネットワークの高英弘理事長は「更新料に事業者が主張する

更新料の支払いを条項に盛り込んで1年で家賃3カ月分を請求する例もあつ

たとしている。同ネットワークの高英弘理事長は「更新料に事業者が主張する

質料の補充などの性質はなく、不当だ」と話した。同社は「訴状の内容を確認していないので、コメントできない」としている。

USAGI通信はメールでの送信も可能です！！

弊社ホームページ<http://3215.co.jp/>からメールアドレスをお知らせ下さい。